

社会福祉法人同朋福祉会

定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、仏教精神を礎とした「人みな同朋」の念いで多様な福祉サービスを必要とする利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営
- (ハ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)の経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ニ) 移動支援事業の経営
- (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヘ) 小規模住居型児童養育事業の経営
- (ト) 保育所の経営
- (チ) 一時預かり事業の経営
- (リ) 障害児通所支援事業の経営
- (ヌ) 特定相談事業の経営
- (ル) 障害児相談支援事業の経営
- (オ) 一般相談支援事業の経営
- (ワ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人同朋福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並

びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山口県美祢市於福町上 4017-1 番地に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構 成)

第9条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなけ

ればならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上9名以内
- (2) 監事2名

- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、6 名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職 員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第25条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産および会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建 物

所在地 山口県美祢市於福町上字末永4015番地1、 4015番地6
4016番地1、 4017番地1
4018 番地

家屋番号 4015番1

老人ホーム 特別養護老人ホームみのり園
みのり園デイサービスセンター鉄
筋コンクリート造陸屋根平家建

2, 412.26㎡

附属建物

	(機械室)	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	45.00 m ²
所在地	山口県美祢市於福町上字末永4024番地1、4015番地6 4017番地1、4018番地 4023番地、4027番地4		
家屋番号	4024番1		
	養護所	指定障害者支援施設ライブリーあそかの園 あそかの園地域交流センター 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
		1階	1,360.02 m ²
		2階	707.76 m ²
	附属建物		
	(機械室)	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	17.98 m ²
所在地	山口県美祢市於福町下字中村3733番地2		
家屋番号	3733番2		
	作業所・店舗	指定障害者支援施設ライブリーあそかの園 ぱん工房ともちゃん 木造スレート葺平家建	113.26 m ²
所在地	山口県美祢市於福町下字上長登路 2729 番地1、2768 番地1		
家屋番号	2729 番1		
	養護所	共同生活援助事業所 グループホームあそかの園 やまびこ 木造スレート葺平家建	161.47 m ²
	付属建物	共同生活援助事業所 グループホームあそかの園 あおぞら 木造スレート葺 2 階建	
		1階	79.34 m ²
		2階	85.35 m ²
	付属建物	共同生活援助事業所 グループホームあそかの園 ともだち 木造スレート葺 2 階建	
		1階	79.34 m ²
		2階	85.35 m ²
所在地	山口県美祢市於福町下字宮ノ前3267番地3、3267番地1、3267番地2 3267番地4、3267番地5、3284番地1 3284番地3		
家屋番号	3267番3		

老人ホーム	ケアハウスめぐみの園 めぐみの園地域交流スペース 鉄筋コンクリート造銅板葺3階建	
	1階	706.74 m ²
	2階	536.58 m ²
	3階	480.88 m ²
附属建物 (機械室)	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	22.56 m ²
附属建物 (老人ホーム)	認知症対応型老人共同生活援助事業 グループホームひかりの園 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建	331.77 m ²
所在地	山口県美祢市於福町下字石宗3365番地1	
家屋番号	3365番1	
倉庫	ライブラリーあそかの園 陶芸作業所 鉄骨造りスレート葺平家建	60.83 m ²
倉庫	ライブラリーあそかの園 リサイクル作業所 鉄骨造りスレート葺平家建	71.54 m ²
所在地	山口県美祢市於福町下字石宗3365番地2、3365番地1	
家屋番号	3365番2	
作業所	障害福祉サービス事業所 あそかの園 鉄筋コンクリート・鉄骨造瓦葺陸屋根平家建	839.99 m ²
附属建物		
(車庫、倉庫)	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	65.25 m ²
(作業所)	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	53.37 m ²
(作業所)	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺 平家建	100.87 m ²
(作業所)	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺 平家建	27.32 m ²
未登記建物	木造波板カラー鉄板葺平家建	
(炭焼棟)		42.00 m ²
所在地	山口県美祢市於福町上字入鯨4377番地3、4377番地3先	
家屋番号	4377番3	

事務所・倉庫	就労継続支援事業A型きっちんセンターともの園		
	鉄骨造スレート葺2階建		
	1階	166.65	m ²
	2階	93.84	m ²
附属建物	鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート葺2階建		
(倉庫)	1階	426.12	m ²
	2階	124.81	m ²

所在地 山口県美祢市於福町下字石宗3360番地

家屋番号 3360番2

寄宿舎	小規模住居型児童養育事業 ファミリーホームてつなぎ		
	木造セメント瓦葺平家建	148.02	m ²

所在地 山口県美祢市於福町下字石宗3360番地

家屋番号 3360番3

グループホーム	共同生活援助事業所 グループホームあそかの園はばたき		
	木造セメント瓦葺平家建	171.83	m ²

所在地 山口県山口市朝田字長通510番地1,507番地6

家屋番号 510番1の2

保育園	とものその保育園		
	鉄筋コンクリート造2階建 1階部分	989.18	m ²
	2階部分	317.44	m ²
付属建物			
(厨房)	鉄筋コンクリート造1階建	88.73	m ²

所在地 山口県山口市朝田字三田地900番地1、900番地4

家屋番号 900番1

福祉施設	障害福祉サービス事業所 ステップあそかの園		
	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建		
	1階	275.31	m ²
	2階	244.93	m ²
	3階	224.00	m ²
	4階	31.15	m ²

所在地 山口県美祢市大嶺町東分字僧津 1701 番地、1702 番地、1703 番地 1、
1705 番地 1、1707 番地 2、1707 番地 3

家屋番号 1701 番

老人福祉施設 地域密着型特別養護老人ホーム グレースフル唯心

木・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板・スレート葺

陸屋根平家建

1,717.25 m²

所在地 山口県山口市朝田字長通 510 番地 9

家屋番号 510 番 9 の 1

グループホーム 共同生活援助事業所 グループホーム山口あそかの園 ゆずる

木造合金メッキ鋼板葺2階建 1階 99.26 m²

2階 87.98 m²

所在地 山口県山口市朝田字長通 510 番地 9

家屋番号 510 番 9 の 2

グループホーム 共同生活援助事業所 グループホーム山口あそかの園 きずな

木造合金メッキ鋼板葺2階建 1階 99.26 m²

2階 87.98 m²

所在地 山口県美祢市於福町上字入鯨 4378 番地1

家屋番号 4378 番1

作業所 就労継続支援事業A型きっちんセンターともの園

木造合金メッキ鋼板葺平家建 20.00 m²

所在地 山口県美祢市大嶺町東分字僧津 1710-1 番地

家屋番号 1710 番 1

福祉施設 障害福祉サービス事業所 MINEあそかの園

木造合金メッキ鋼板葺平家建 429.25 m²

所在地 山口県美祢市大嶺町東分字僧津 1707-1 番地

家屋番号 1707 番 1 の 1

グループホーム 共同生活援助事業所 MINEあそかの園 いちご

木造合金メッキ鋼板葺2階建 1階 95.53 m²

2階 77.12 m²

所在地 山口県美祢市大嶺町東分字僧津 1707-2 番地

家屋番号 1707 番 1 の 2

グループホーム 共同生活援助事業所 MINEあそかの園 いちえ

木造合金メッキ鋼板葺2階建 1階 95.53 m²

2階 77.12 m²

所在地 山口県美祢市於福町上字沖田3487番地1

家屋番号 3487 番1

共同住宅	職員宿舍事業所	職員宿舍Green	Earth	
	軽量鉄骨造ステンレス鋼板ぶき2階建	1階	246.03 m ²	
		2階	246.03 m ²	

以上、建物面積計 15,167.18 m²

(2) 土地

所在地	地 目	
山口県美祢市於福町上字末永4015番1	宅地	1,553.63 m ²
山口県美祢市於福町上字末永4015番5	宅地	343.98 m ²
山口県美祢市於福町上字末永4015番6	宅地	494.32 m ²
山口県美祢市於福町上字末永4016番1	宅地	1,653.10 m ²
山口県美祢市於福町上字末永4017番1	宅地	2,111.00 m ²
山口県美祢市於福町上字末永4018番	宅地	1,795.04 m ²
山口県美祢市於福町上字末永4023番	宅地	489.25 m ²
山口県美祢市於福町上字末永4024番1	宅地	1,167.00 m ²
山口県美祢市於福町上字末永4027番4	宅地	267.76 m ²
山口県美祢市於福町下字石宗3361番1	雑種地	458.00 m ²
山口県美祢市於福町下字石宗3362番	雑種地	56.00 m ²
山口県美祢市於福町下字石宗3363番1	雑種地	213.00 m ²
山口県美祢市於福町下字石宗3363番4	雑種地	1.63 m ²
山口県美祢市於福町下字石宗3365番1	雑種地	1,914.00 m ²
山口県美祢市於福町下字宮ノ前3267番1	宅地	609.32 m ²
山口県美祢市於福町下字宮ノ前3267番2	雑種地	529.00 m ²
山口県美祢市於福町下字宮ノ前3267番3	雑種地	599.00 m ²
山口県美祢市於福町下字宮ノ前3267番4	雑種地	211.00 m ²
山口県美祢市於福町下字宮ノ前3267番5	雑種地	244.00 m ²
山口県美祢市於福町下字萩原11519番1	山林	3,501.00 m ²
山口県美祢市於福町下字萩原11520番1	山林	1,368.00 m ²
山口県美祢市於福町下字宮ノ前3336番1	山林	422.00 m ²
山口県美祢市於福町下字宮ノ前3284番3	雑種地	61.00 m ²
山口県美祢市於福町下字石宗3344番	雑種地	39.00 m ²
山口県美祢市於福町下字宮ノ前3284番1	田	680.00 m ²
山口県美祢市於福町下字石宗 11517番	山林	132.00 m ²
山口県美祢市於福町下字石宗11518番	山林	132.00 m ²
山口県美祢市於福町下字石宗3365番2	原野	2,319.00 m ²

山口県美祢市於福町下字上長登路2729番1	宅地	762.68 m ²
山口県美祢市於福町下字上長登路2768番1	宅地	244.29 m ²
山口県美祢市於福町上字入鯨4377番3	宅地	941.27 m ²
山口県美祢市於福町上字入鯨4376番5	宅地	82.64 m ²
山口県山口市朝田字長通510番1	宅地	3, 196.66 m ²
山口県山口市朝田字長通510番9	宅地	412.87 m ²
山口県山口市朝田字三田地900番1	宅地	1, 357.06 m ²
山口県山口市朝田字三田地900番4	宅地	443.33 m ²
山口県山口市朝田字三田地907番2	雑種地	109.00 m ²
山口県山口市朝田字長通507番1	雑種地	1, 402.00 m ²
山口県山口市朝田字長通507番6	雑種地	247.00 m ²
山口県美祢市大嶺町東分字僧津1707番2	宅地	3, 727.22 m ²
山口県美祢市大嶺町東分字上領756番3	宅地	309.08 m ²
山口県美祢市大嶺町東分字上領756番4	宅地	620.77 m ²
山口県美祢市大嶺町東分字上領756番5	公衆用道路	146.00 m ²
山口県美祢市於福町字入鯨4378番1	宅地	287.59 m ²
山口県美祢市大嶺町東分字僧津1707番1	田	722.00 m ²
山口県美祢市大嶺町東分字僧津1710番1	田	1, 211.00 m ²
山口県美祢市大嶺町東分字僧津1708番1	田(運動場)	745.00 m ²
山口県美祢市大嶺町東分字僧津1708番2	田	454.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3481番	田	1, 748.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3482番	田	882.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3483番1	田	927.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3483番4	田	606.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3487番1	田	1, 264.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3487番2	田	1, 084.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3471番1	田	428.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3472番	田	565.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3473番	田	1, 506.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3474番1	田	286.00 m ²
山口県美祢市於福町上字沖田 3461番1	田	428.00 m ²

以上、土地面積計 50, 509.49 m²

(3) 現金 金壹百万円。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、山口県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山口県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般に閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時

評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業の経営

(2) 診療所事業の経営

(3) 有料老人ホーム事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解 散

(解 散)

第 37 条 この法人は、社会福祉士法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 39 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て山口県知事の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山口県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(広告の方法)

第 40 条 この法人の広告は、社会福祉法人同朋福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	河内 美舟					
理 事	河内 真海	上山 弘昭	久保 英子	白木 清司	河内 義和	
	近藤 健	波佐間 正巳	末永 邦治	中島 フジエ	山田 一人	
	藤本 常義	松田 美代子	伊達 実			
監 事	福永 道雄	松井 辯				

平成29年4月1日 新社会福祉法施行により、改正理事役員は次のとおりとする。

法人代表理事	河内 美舟				
業務執行理事	赤間 克代	河内 淳慈	玉井 昇	仲野 修史	平井 康一
理事	河内 淳真	近藤 健	徳並 伍朗		
監事	安村 泰宏	林 清人			

平成 5年 5月19日認可

5月24日設立登記

平成29年 4月 1日社会福祉法改正による役員変更定款変更

平成30年 5月 新規事業による定款変更

平成 31 年 1 月21日役員数の変更による定款変更

令和 2年 1月15日法務局による地番変更実施に伴う定款変更

令和 4年 3月15日新規事業による定款変更

令和 6年 6月12日ライブラリーあそかの園活動広場(OKITA)進入路の為移転登記